

東京二十三区清掃一部事務組合「週休2日交替制工事」実施要領

令和6年3月5日副管理者決定

5清施技第1283号

1 目的

本実施要領は、東京二十三区清掃一部事務組合の発注する工事において、発注者が週休2日に取り組むことを指定する「週休2日交替制工事」の労務費補正等の必要な事項を定め、受注者が技術者及び技能労働者の休日を任意に設定し、週休2日に取り組むことを目的とする。

2 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、技術者及び技能労働者の4週8休以上の休日を交替で確保したと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日までの期間をいう。

(3) 従事期間

技術者及び技能労働者が、現場に最初に従事した日から、最後に従事した日までをいう。なお、期間内に現場に従事しない期間がある場合は、その期間は従事期間に含まないものとするほか、受発注者間の協議により、従事期間について適宜設定することができる。

(4) 4週8休以上

従事期間に対する技術者及び技能労働者の休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

(5) 交替制

対象期間において、技術者及び技能労働者が4週8休以上の休日確保を交替で行ったと認められる状態をいう。

(6) 技術者及び技能労働者

施工体制台帳上の元請及び下請技術者等のことをいう。

3 対象工事

「東京二十三区清掃一部事務組合『週休2日促進工事』実施要領 3 対象工事」において、週休2日促進工事の対象外とした工事に適用する。この場合、対象工事である旨等の明示は、工事特記仕様書に記載するものとする。

4 積算方法等

(1) 補正方法

対象期間において、補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費をいう。以下同じ。）を補正する。

ア 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数1.05を乗じて補正する。

イ 市場単価等

市場単価及び建設資材定期刊行物の掲載価格（市場単価以外の材工単価）（以下「市場単価等」という。）は、表1から表3の補正率を乗じ、単価を補正する。

ウ 労務単価

単価表の額に1.05を乗じて補正する。

エ 合成単価

合成単価の中に「複合単価」、「市場単価等」、「労務単価」を使用している場合は該当する単価に上記ア～ウの補正を行う。

オ その他の単価

補正しない。

(2) 積算及び変更方法

4週8休以上を前提に、(1)により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。交替制の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、必要に応じて工事請負契約書第23条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

5 交替制の確認方法

- (1) 受注者は技術者及び技能労働者の休日確保状況の確認方法を発注者に提示する。
- (2) 受注者は工事の進捗に合わせ適宜、(1)で定めた技術者及び技能労働者の休日確保状況及び休日率を発注者へ報告する。

6 留意事項

- (1) 交替制の実施状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- (2) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- (3) 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間や概成工期を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。また、受注者は、他業種への工期のしわ寄せが生じないように、概成工期を考慮したうえで実施工程表を作成すること。

- (4) 監督員は、統括安全衛生責任者等を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、実工程表等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者等を選任している受注者が不在となる場合の体制について必要な調整を行う。

附則

本実施要領は、令和6年4月1日以降に契約する案件に適用する。

表1 市場単価等の補正率（建築工事）

工種	補正率	工種	補正率
仮設	1.03	金属	1.02
土工	1.03	左官	1.04
地業	1.03	建具（ガラス）	1.02
鉄筋	1.04	建具（シーリング）	1.04
コンクリート	1.04	塗装	1.04
型枠	1.03	内外装	1.03
鉄骨	1.04	内外装（ビニル系床材）	1.02
既製コンクリート	1.03	ユニットその他	1.01
防水	1.02	排水	1.03
防水（シーリング）	1.04	舗装	1.02
石	1.02	植栽及び屋上緑化	1.03
タイル	1.03	解体	1.03
木工	1.02	解体（内装材）	1.05
屋根及びとい	1.02	撤去	1.05

表2 市場単価等の補正率（電気設備工事）

工種	適用	補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.04
	ケーブルラック	1.03
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03
	プルボックス	1.02
	プルボックス用接地端子	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.03
	防火区画貫通処理 金属管・丸形用	1.01
配線工事	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.03
電動機その他接続工事	金属可とう電線管	1.03
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票（金属製）	1.03

表3 市場単価の補正率（機械設備工事）

工種	適用	補正率
保温工事	配管用	1.03
	ダクト用及び消音内貼	1.03
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04
衛生器具	取付手間のみ	1.04